

## 上の台剣友会会則

- 第1条（名称） 本会は「上の台剣友会」と称する。
- 第2条（目的） 本会は会員相互の親睦を図り、かつ剣道の修練を通じて会員の健全育成（心、技、体）に寄与することを目的とする。
- 第3条（道場） 本会は剣道稽古場を上の台小学校に置く。
- 第4条（活動） 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
1. 会員名簿及び連絡網の作成
  2. 昇給、昇段審査者の部内審査
  3. 年末に納会、年始に新年会
  4. 年数回の部内大会
  5. その他、本会の目的に必要な活動
- 第5条（会員） 本会は原則として幕張本郷地区及び周辺に在住する児童、青少年を会員とする。
- 第6条（稽古日、時間）  
本会は稽古日および時間を別紙「稽古日表」に定める。稽古日は適宜変更する。ただし、臨時休み、稽古場所、時間等の変更を要するときは事務局より事前に連絡する。
- 第7条（役員）  
本会は下記の役員を置く。ただし、当該年度の状況により総会の決議を経て兼任も可とする。  
事務担当の構成を併せて事務局と称する。
- |             |                      |
|-------------|----------------------|
| 会長          | 1名                   |
| 副会長         | 2名                   |
| 統括顧問        | 1名                   |
| 顧問 統括補佐     | 2名                   |
| 顧問 ホームページ担当 | 1名                   |
| 事務担当代表総務    | 1名                   |
| 対外事務        | 2名                   |
| 会計          | 1名                   |
| 書記          | 1名                   |
| 部内大会        | 3名（部内大会・広報合せて若干名とする） |
| 広報          | 1名                   |
| 会計監査        | 1名（書記兼務可）            |
- 第8条（会議）  
1. 会議は総会、役員会、保護者会の3つとするが、必要に応じて開くこととする。  
2. 総会は毎年1回これを開く。

## 第9条（決議方法）

議案の決議方法は、出席者の過半数により、これを議決する。ただし、委任状は出席者と同等として扱う。

## 第10条（役員の選任）

1. 顧問は役員会にて決定し、総会にて報告を行う。
2. 事務局、会計監査は会員保護者により総会で決定する。
3. 役員の任期は一ヵ年とする。ただし、再任は妨げない。補欠で就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

## 第11条（役員の職務）

1. 会長は本会の全てを代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長の会務を補佐、代行する。  
また、会運営について指導者と保護者との円滑なる調整を図る。
3. 総括顧問は稽古内容に関する方針等について、提案及びその調整を統括する。
4. 顧問（統括補佐）統括顧問の会務を補佐、代行する。
5. 顧問（HP担当）剣友会ホームページの管理を行う。
6. 事務局は本会活動の円滑な運営にあたる。
7. 会計監査は経理状況及び活動推進状況を監視する

## 第12条（事務局の組織及び業務）

1. 事務局は原則として未経験者から入会順に選出する。それでも人数に満たない場合は経験者から入会順に選出する。
2. 事務局は、必要人数により組織し、下記の円滑な運営を行う。  
剣友会総務担当、対外事務担当、会計担当、保険担当、その他（周年活動）
3. 事務局はその年度内の総ての諸活動を主管としてとりまとめるものとする。
4. 事務局は必要に応じて会議において経過を報告する。

## 第13条（経費）本会の運営費は、次の収入を以ってこれにあたる。

1. 会費
2. 実費収入によるもの

## 第14条（会員の義務）

1. 会員は入会届けを提出し、移動が生じた場合は本会に通知しなければならない。
2. 会員は会計の請求により会費を納入する。必要に応じて臨時会費を徴収することがある。退会した場合は、既納会費は原則として返却されないものとする。

## 第15条 (会則の改正)

本会則の改正は、総会の決議を経て決定されるものとする。

## 第16条 (細則) この会則に必要な細則は、役員会を経て、制定し、総会にて報告する。

### 第17条 (その他)

1. 本会は事故防止に、万全を期すものとする。
2. 会員、指導者はスポーツ保険に加入するものとする。
3. 会員は道場において発生した事故等について、指導者、役員、他の会員並びに保護者に対しての責任を問わないものとする。及び遠征先、その移動途上における事故等についても同様とする。
4. 会員は会の運営、指導に対しての意見、疑問等を速やかに解消するため誠意をもって対処すること。
5. 慶弔は案件ごとに、過去の事例に照らし、役員で諮り実施する。

## 第18条 (反社会的勢力の排除)

会員は、自身または関係する親類縁者が暴力団、暴力団員、その他これらに準ずる者（反社会的勢力）でないことを表明・保証し、反社会的勢力との関係がないことを確約する。また、自らまたは親類縁者や第三者を利用して、暴力的な要求行為や不当な要求行為などを行わないことを確約する。これらの規定に違反した場合、剣友会は当該会員を直ちに除名できるものとする。

## 細則

1. 本総会は、原則として4月に行う。
2. 本会は、千葉市剣道連盟および千葉県剣道道場連盟に所属し、年間行事についてはそれに基づく。
3. 病気、けが、その他の長期欠席者は、休会届けを提出すること。それ以外の休・退会者は前月中旬までに、休・退会届を提出すること。また、期限までに提出がない時には、会費納入のこと。
4. 段級審査については、総稽古数の2/3以上の出席がない場合には、この受審を認めない。但し、日数が満たない場合でも明確な理由があるものに対しては、部内審査の上で認めることが出来る。
5. 防具の貸し出し期間  
(原則は下記期間とする。但し、諸事情によって変更することがある。)  
竹刀、剣道着、袴 = 3ヶ月  
防具 = 4ヶ月

本会則は

平成元年4月9日制定する。  
平成3年4月12日第1回改訂  
平成6年4月10日第2回改訂  
平成10年4月12日第3回改訂  
平成14年1月1日第4回改訂  
平成16年7月1日第5回改訂  
平成19年5月8日第6回改訂（役員構成改定）  
平成24年4月8日第7回改訂（役員構成改定他）  
平成29年4月2日第8回改訂（慶弔項目追加）  
平成31年4月8日第9回改訂（役員構成改定他）  
令和4年4月9日第10回改訂（名誉会長設定他）  
令和5年4月22日第11回改訂（副会長増員）  
令和6年4月14日第12回改訂（名誉会長設定削除）  
令和8年1月28日第13回改訂（第18条追加）

以上

以下、余白